

愛知学院大学民間等共同研究取扱規程

平成21年5月22日施行

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知学院大学（以下「本学」という。）における民間等外部の機関（以下「民間機関等」という。）との共同研究の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「共同研究」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 本学において、民間機関等から研究者及び研究経費等を受け入れて、本学の教員が当該民間機関等の研究者と共通の課題について共同して行う研究
 - (2) 本学及び民間機関等において共通の課題について分担して行う研究で、本学に民間機関等から研究者及び研究経費等又は研究経費等を受け入れるもの
- 2 この規程において「民間等共同研究員」とは、民間機関等において現に研究業務に従事している者で共同研究のため在職のまま本学に派遣されるものをいう。
- 3 この規程において「部局」とは、各学部、各研究科及び各附置研究所をいう。
- 4 この規程において「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- (1) 特許権の対象となる発明
 - (2) 実用新案権の対象となる考案
 - (3) 意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となる創作
 - (4) 育成者権の対象となる育成
 - (5) ノウハウの対象となる案出
- 5 この規程において「特許権等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- (1) 特許権
 - (2) 実用新案権
 - (3) 意匠権
 - (4) 商標権
 - (5) 著作権
 - (6) 回路配置利用権
 - (7) 育成者権
 - (8) 特許を受ける権利
 - (9) 実用新案登録を受ける権利

- (10) 意匠登録を受ける権利
- (11) 商標登録を受ける権利
- (12) 回路配置利用権の設定登録を受ける権利
- (13) 品種登録を受ける権利
- (14) 外国における上記各権利に相当する権利

(受入れの原則)

第3条 共同研究は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生ずる恐れがないと認められる場合に限り受入れるものとする。

(共同研究の申請)

第4条 共同研究を申請しようとする民間機関等の長は、所定の共同研究申請書(様式1)により当該共同研究の代表者(以下「研究代表者」という。)が所属する部局の長に提出しなければならない。

(受入れの決定)

第5条 共同研究の受入れは、部局の長が決定する。

2 前項の受入れを決定するに当たって部局の長は、審議を要すると認めた場合は、当該部局の教授会又はこれに代わる機関の議を経るものとする。

(受入れの決定の通知)

第6条 部局の長は、共同研究の受入れを決定したときは、所定の受入決定報告書(様式2-1)を学長に提出する。

2 学長は、前項の規定により報告を受けたときは、民間機関等の長に対し受入承認書(様式2-2)を通知するものとする。

(契約の締結)

第7条 学長は、前条の通知を受けたときは、速やかに民間機関等の長と所定の様式により共同研究契約を締結しなければならない。ただし、特段の事情がある場合はこの限りではない。

2 学長は、共同研究契約を締結したときは、その旨を部局の長に通知するものとする。

(研究者の受入れ)

第8条 本学は、共同研究を行うに当たって、民間機関等に属する研究者を民間等共同研究員として受入れるものとする。

2 民間等共同研究員は、本学の職員に準じた立場で共同研究に従事するものとする。

(経費の負担)

- 第9条 本学は、その施設・設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持管理に必要な経常経費を負担するものとする。
- 2 民間機関等は、前条に規定する民間等共同研究員を派遣する場合は研究料を負担するものとし、その研究料は、6ヶ月につき200,000円(消費税別)とする。ただし、月割計算はしないものとする。
- 3 民間機関等は、前項の規定により負担するもののほか、謝金、旅費、研究支援者等の人件費、消耗品費、設備費、光熱水料、一般管理費等の直接及び間接的な経費(以下「研究経費」という。)を負担するものとする。
- なお、本学が受入れた研究経費の取扱いについては、別に定める。
- 4 第9条第2項及び第3項により民間機関等の負担する額を算出する場合、間接的な経費は、受入金額に対する15%(5%に消費税率を足した率)に相当する額を標準とする。
- 5 本学は、共同研究に要する経費を分担する必要がある場合は、研究代表者が所属する部局の予算の範囲内において、前項に定める研究経費の一部を負担することができるものとする。
- 6 第2条第1項第2号に規定する共同研究の場合、民間機関等における研究に要する経費等は、民間機関等の負担とするものとする。
- 7 民間機関等は、研究料、研究経費を、原則として当該共同研究の開始前に本学に納付するものとする。ただし、民間機関等は、共同研究契約時の本学との協議により、当該共同研究開始後に納付することができる。

(設備等の帰属)

- 第10条 共同研究に要する経費により、本学において研究の必要上取得した設備等は、本学に帰属するものとする。
- 2 前条第5項の経費により、民間機関等において研究の必要上取得した設備等は、民間機関等に帰属するものとする。
- 3 部局の長は、共同研究の遂行上必要があると認めるときは、学長の許可を得た上で、民間機関等の所有に係る設備等は無償で受け入れることができるものとする。

(研究場所)

- 第11条 部局の長は、共同研究遂行上必要があると認めた場合は、学長の許可を得た上で、当該共同研究に係る研究担当者に当該民間機関等の施設において、研究を行わせることができる。

(研究の中止又は期間の延長)

- 第12条 部局の長は、やむを得ない理由があるときは、民間機関等の長と協議のうえ、共同研究の中止又は研究期間の延長を決定することができる。

- 2 研究代表者は、共同研究の中止又は研究期間の延長の必要が生じたときは、速やかにその旨を部局の長へ報告し、その指示を受けるものとする。
- 3 部局の長は、第1項の規定により共同研究の中止又は研究期間の延長を決定したときは、その旨を学長へ報告し、民間機関等の長に通知するものとする。
- 4 学長は、前項の規定により研究期間の延長の通知を受けたときは、民間機関等の長と変更契約を締結するものとする。

(研究の完了報告)

- 第13条 研究代表者は、共同研究が完了したときは、所定の共同研究実施報告書(別紙様式3)を作成し、部局の長に提出しなければならない。
- 2 部局の長は、前項の報告を受けたときは、その旨を学長に通知するものとする。

(研究結果の公表)

- 第14条 共同研究に関する結果は、研究代表者の名において公表するものとする。
- 2 前項の公表の時期・方法について、必要がある場合は、部局の長は、研究代表者の意見を聴いて、民間機関等の長と協議して定めるものとする。

(研究の完了又は中止に伴う研究経費の取扱い)

- 第15条 共同研究を完了し、又は第12条の規定により共同研究を中止した場合において、第9条第3項の規定により納付された研究経費の額に不用が生じ、民間機関等の長から不用となった額の返還請求があったときには、学長は不用となった研究経費を返還するものとする。ただし、民間機関等からの申し出により中止する場合には、原則として研究経費の返還はしないものとする。

(特許出願等)

- 第16条 共同研究において発明等が生じた場合における帰属の決定、出願その他特許権等の取扱いについては、次項及び第3項並びに次条から第19条までに定めるほか、別に定める学校法人愛知学院職務発明等規程の定めるところによる。
- 2 学長は、学校法人愛知学院職務発明等規程により、共同研究の結果得られる特許権等が本学に帰属した場合において特許出願等を行おうとするときは、当該特許出願等について、あらかじめ当該共同研究の相手方である民間機関等の長の同意を得た上で、学校法人愛知学院理事長(以下、「理事長」という。)に報告するものとする。
 - 3 学長は、共同研究の結果得られる特許権等の持分が本学に帰属し、当該共同研究の相手方である民間機関等との共有となった場合において特許出願等を行おうとするときは、理事長の許可を得た上で、当該民間機関等の長と当該特

許権等に係る持分を定めた共同出願契約を締結のうえ、共同して出願を行うものとする。

(特許権等の優先的实施)

第17条 学長は、理事長の許可を得た上で、本学に帰属する特許権等について、共同研究の相手方である民間機関等又は民間機関等の長の指定する者に限り、出願したときから10年を超えない範囲内で定めた期間において優先的に実施させることができる。ただし、この期間は、必要に応じて更新することができる。

2 学長は、理事長の許可を得た上で、民間機関等との共有に係る特許権等を民間機関等又は民間機関等の長の指定する者に限り、出願したときから10年を超えない範囲内で定めた期間において優先的に実施させることができる。ただし、この期間は、必要に応じて更新することができる。

(第三者に対する実施の許諾)

第18条 学長は、理事長の許可を得た上で、共有に係る特許権等が、前条第2項に規定する優先的实施の期間において、民間機関等又は民間機関等の長の指定する者が、その第2年次以降において正当な理由なく実施しないときは、民間機関等又は民間機関等の長の指定する者以外の者（以下「第三者」という。）に対し当該特許権等の実施を許諾することができる。

(実施料)

第19条 学長は、理事長の許可を得た上で、第17条第1項の規定により、本学に帰属する特許権等について、民間機関又は民間機関が指定する者が実施したときは、別に実施契約で定める実施料を徴収するものとする。

2 学長は、理事長の許可を得た上で、第18条の規定により、本学に帰属する又は共有に係る特許権等について、第三者が実施したときは、別に実施契約で定める実施料を徴収するものとする。

3 学長は、理事長の許可を得た上で、第17条第2項の規定により、共有に係る特許権等について、共有者である民間機関又は当該民間機関が指定する者が実施するときは、その実施料について別途協議のうえ、定めることができる。

(その他の規定)

第20条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第21条 この規程の改廃は学内理事会の議を経て、研究推進・社会連携部研究

推進・社会連携課が行う。

附則

- 1 この規程は、平成21年5月22日から施行し、平成21年4月1日より適用する。
- 2 愛知学院大学共同研究規程（平成15年4月1日施行）及び愛知学院大学歯学部共同研究規程（平成15年4月1日施行）は、廃止する。
- 3 この規程の施行の際現に受け入れている共同研究の取扱いについては、なお従前の例による。

附則

- この規程は、平成22年4月1日より施行する。
- この規程は、平成26年4月1日より施行する。
- この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- この規程は、令和5年4月1日から施行する。